

教企第619号

令和4年8月29日

各県立学校長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
無症状者に係る検査の受検要請について（依頼）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年7月16日から令和4年8月31日までの間、無症状者に係る検査の受検要請が行われているところですが、県内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このことから、9月30日まで要請期間を延長することとされ、別紙のとおり改訂されましたのでお知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750

教企第619号

令和4年8月29日

総合教育センター所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
無症状者に係る検査の受検要請について（依頼）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年7月16日から令和4年8月31日までの間、無症状者に係る検査の受検要請が行われているところですが、県内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このことから、9月30日まで要請期間を延長することとされ、別紙のとおり改訂されましたのでお知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750

教企第619号

令和4年8月29日

各教育事務所長 殿

教 育 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
無症状者に係る検査の受検要請について（依頼）

このことについて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年7月16日から令和4年8月31日までの間、無症状者に係る検査の受検要請が行われているところですが、県内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このことから、9月30日まで要請期間を延長することとされ、別紙のとおり改訂されましたのでお知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750

教企第619号

令和4年8月29日

各市町村（組合）教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長
（公印省略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
無症状者に係る検査の受検要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年7月16日から令和4年8月31日までの間、無症状者に係る検査の受検要請が行われているところですが、県内において新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大が続いており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される厳しい事態となっています。

このことから、9月30日まで要請期間を延長することとされ、別紙のとおり改訂されましたのでお知らせします。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

山梨県教育委員会教育企画室 大瀬

TEL 055-223-1750